

6 福祉子保第 3 1 0 1 号
令和 6 年 1 0 月 1 1 日

各区市町村 認証保育所主管課長 殿

東京都福祉局子供・子育て支援部
認証・認可外保育施設担当課長
安原 理恵
(公印省略)

認証保育所における施設長の兼任に係る要件の見直しについて

日頃より、東京都の子育て支援施策、保育施策について御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

認証保育所における施設長の兼任については、東京都認証保育所事業実施要綱（平成 1 3 年 5 月 7 日 1 2 福祉推第 1 1 5 7 号。以下「実施要綱」という。）7（2）イ に定めていますが、今般、定員 2 0 人以上の施設について、朝夕の児童が少なくなる時間帯において一定要件を満たす場合に限り、施設長の一部兼任を認めることとしました。

については、実施要綱 7（2）イ（ウ）における「別に定める要件」及びその取扱いについて、下記のとおり通知します。

記

1 基本的な考え方

実施要綱 7（2）イにおいて、施設長は、「原則として、専任の常勤職員であること」と定めています。

施設長は、保育所の長として、当該保育所の児童の健康と安全に最終的な責任を負い、保護者や関係機関との連携の構築・強化、職員の資質の向上等の役割を持ち、保育所が社会的使命と責任を果たすリーダーシップを発揮することが求められます（保育所保育指針第 5 章 2

（1）参照）。このため、施設長は、常時実際に保育所の運営管理の業務に専任することが必要です。

一方、認証保育所制度は、定員 2 0 人未満の施設については施設長と保育従事職員との兼任を認めるなど、都独自の基準により運用を行っており、これまでも社会情勢の変化に応じて、要件の緩和や新たな仕組みを設けるなど必要な見直しを図ってきました。

昨今、少子化や待機児童解消の影響により認証保育所の利用児童数が減少し、定員 4 0 人以

下の施設が全体の9割以上を占めています。また、短時間保育士の定義が見直されるなど、保育現場の働き方改革が進んでいます。

こうした状況を踏まえ、都は、認証保育所事業の適正かつ円滑な運営を図る観点から、施設長が運営管理全般の統括を行うことが原則であるとの考え方は維持しつつ、認証保育所において、施設長を含む職員配置がより柔軟に対応できるよう、一定要件のもと、定員20人以上の施設について、施設長と保育従事職員との兼任を認めることとします。

今後、認証保育所は、地域の子育て支援等の新しい役割を担うことが期待され、これまで以上に施設長の役割・責任が大きくなり、業務負担も増加することが予想されます。

そのため、都は、施設長の保育従事職員との兼任について、施設長の運営管理業務への影響が限定的であり、かつ児童の安全を十分に担保する要件を満たす場合に限り、実施することとし、下記の要件を定めます。

2 見直し内容

現行において、開所時間中は2名以上（うち、1名以上が常勤有資格者）の保育従事職員の配置が必要と定めていますが、定員20人以上の施設について、児童が少数となり、配置が必要な保育従事者の数が1名となる朝夕の時間帯（別紙1参照）に限り、施設長が実施要綱7

（1）ウにより算出した保育従事職員（常勤有資格者を含む）と兼任することを可能とします。

なお、定員20人未満の施設については、現行規定から変更ありません。

3 兼任の要件（定員20人以上の施設の場合）

次の要件をすべて満たすこと

（1）区市町村と事前に協議した上で、内容変更届（区市町村長の意見書を添付）を提出すること

（2）施設長は、月120時間以上※は施設長として運営管理業務に専任し、施設の管理運営に支障が生じないこと

※保育従事職員と兼任する時間帯は含めない。

（3）専任と兼任の時間をシフト表や勤務表に明示すること

（4）施設長が保育に従事することについて、重要事項説明書に記載するとともに、保護者に事前に説明すること

（5）施設長が保育に従事する時間帯の緊急時対応マニュアルの作成を行うこと※

※既存マニュアルへの追記でもよい。

（6）労働基準法を遵守し、施設長が保育従事職員を兼任することにより、施設長の勤務時間数が従前を大幅に超えることがないよう努めるとともに、引き続き人員の確保に努めること

4 内容変更届

認証保育所が新たに2の兼任を行おうとする場合、設置者は、東京都認証保育所事業実施細目（平成16年1月22日付15福子推第1032号、以下「実施細目」という。）第4号様式「内容変更届」に、以下に掲げる書類を添付し、原則として実施しようとする日の20日前までに東京都知事へ提出することとします。

都は、上記届について審査の上、適当と認められる場合は受理通知を行います。
なお、区市町村が施設に対して別に手続きを追加することは差し支えありません。

＜添付書類＞

- (1) 区市町村の意見書（区市町村が兼任を適当と認めたことがわかるもの）
- (2) 要件確認書（別紙）
- (3) 職員の構成（実施細目第2号様式）
- (4) 保護者への通知文書等の写し
- (5) 重要事項説明書（該当部分をマーカー等で明示すること）
- (6) 緊急時対応マニュアル（該当部分をマーカー等で明示すること）

5 その他留意事項

- (1) 施設長の兼任が可能な時間帯（朝夕の時間帯）かどうかについては、実施の都度、各施設で確認してください。
- (2) 定期立入調査のほか、都や区市町村が必要と判断する場合、実施状況の確認を行いますので、シフト表や勤務表など必要書類を確認できるよう各施設で備えてください。
- (3) 内容変更の届出後、兼任から専任に変更する等、届出内容を変更しようとする場合、改めて届出が必要となります。なお、区市町村との事前協議の内容（兼任期間、曜日・時間帯等）を変更しようとする場合は、内容変更の届出は不要ですが、各区市町村へ事前協議を行ってください。
- (4) 設置者は、ハローワークや保育士・保育所支援センターでの求人募集など、引き続き保育士確保に努めてください。
- (5) 認証保育所においては、引き続き、重篤な事故が発生することのないよう、より一層の事故防止の徹底を図るとともに、万が一重傷事故等の重大な事故が発生した場合には、「特定教育・保育施設等における事故の報告について」（令和6年3月22日こ成安第36号・5教参学第39号）、「特定教育・保育施設等における事故の報告について」（令和6年3月28日付5福祉子保第4007号）及び「教育・保育施設等における事故発生時等の対応について」（令和6年3月28日付5福祉子保第4008号）により、区市町村を通じて都に報告してください。

【問い合わせ先】

東京都福祉局子供・子育て支援部
保育支援課認証保育所担当
(電話) 03-5320-4212